

児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付規程

(目的)

第1条 この貸付規程は、社会福祉法人徳島県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が実施する児童養護施設退所者等に対する自立支援資金（以下「自立支援資金」という。）貸付にかかる事務手続等について規定し、もって事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

(貸付の種類及び対象)

第2条 自立支援資金の種類及び対象は次の各号に定めるところによる。

一 生活支援費

生活支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設又は児童自立生活援助事業所（以下「児童養護施設等」という。）を退所した者又は里親若しくはファミリーホーム（以下「里親等」という。）の委託を解除された者のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない者であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に規定する大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校等（以下「大学等」という。）に在学する者（以下「進学者」という。）

二 家賃支援費

家賃支援費の貸付けの対象となる者は、次のとおりとする。

(1) 進学者

(2) 就職者

三 資格取得支援費

資格取得支援費の貸付けの対象となる者は、児童養護施設等に入所中若しくは里親等に委託中の者又は児童養護施設等を退所した者若しくは里親等への委託を解除された者であって、就職に必要な資格の取得を希望する者（以下「資格取得希望者」という。）

(貸付けの申請)

第3条 自立支援資金の貸付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は自立支援資金貸付申請書（第1号様式）に親権者等法定代理人の同意書（様式第2号）及び児童養護施設等の長（里親等であっては、徳島県こども女性相談センター所長）の意見書（第3号様式）を添えて、本会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。ただし、同意書（第2号様式）については、親権者等法定代理人の同意が得られないやむを得ない理由がある場合は、省略することができる。

(連帯保証人)

第4条 申請者は、原則として、連帯保証人を立てなければならない。ただし、連帯保証人を立てない場合でも、貸付を受けることができる。

2 申請者が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

(貸付選考委員会)

第5条 会長は、自立支援資金の貸付を行う者の選考にかかる事項等についての審議を行うために児童養護施設退所者等自立支援資金貸付選考委員会（以下「貸付選考委員会」という。）を設置する。

- 2 貸付選考委員会にかかる必要な事項は、別に定める児童養護施設退所者等自立支援資金貸付選考委員会設置要綱によるものとする。
- 3 資格取得支援費の貸付を行う者の選定については、会長がこれを決定する。

(貸付結果の通知)

第6条 会長は、自立支援資金の貸付の可否を決定したときは、当該申請者に通知するものとする。

(自立支援資金借用証書)

第7条 借受人は、貸付決定の通知を受けた後、本会が定める期日までに、借受ける自立支援資金の全額分の自立支援資金借用書（第5号様式）を、会長に提出しなければならない。

(自立支援資金の交付)

第8条 会長は、第7条に規定する自立支援資金借用証書の提出があったときは、当該貸付決定に基づく自立支援資金を交付する。

- 2 自立支援資金の交付は、次に掲げる方法により交付するものとする。ただし、特別の事情があるときはこの限りでない。
 - 一 生活支援費及び家賃支援費については、3ヶ月ごとに交付するものとする。
 - 二 資格取得支援費については、一括で交付するものとする。

(貸付契約の解除)

第9条 会長は、進学者である借受人が大学等を退学したとき、就職者である借受人が就職先を離職したとき並びに進学者又は就職者である借受人が死亡したときは、その契約を解除するものとする。

- 2 会長は、進学者又は就職者である借受人が貸付期間中に契約解除届（第6号様式）により貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。
- 3 会長は、進学者である借受人が大学等を休学又は停学等の処分を受けたときは、自立支援資金の貸付を休止するものとする。

(免除の申請等)

第10条 返還債務の免除を受けようとする者は、自立支援資金返還免除申請書（第7号様式）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による免除の申請があったときは、その可否を決定しその旨を借受人に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第11条 返還の猶予を受けようとする者は、自立支援資金返還猶予申請書（第8号様式）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、その可否を決定しその旨を申請者に通知するものとする。

(返還)

第12条 返還は、月賦又は半年賦の方法によるものとする。

(届出義務)

第13条 借受人は、次に掲げる事情が生じた場合にはその旨を直ちに会長に届け出なければならない。

- 一 借受人又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。
 - 二 進学者である借受人が大学等を留年、休学又は退学したとき。
 - 三 進学者である借受人が就職したとき。
 - 四 就職した借受人が就職先を離職したとき。
- 2 借受人が死亡したときは、その相続人等は、事実を証明する書面を添えてその旨を直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 第1項及び第2項による届出は、借受けた自立支援資金に係る債務が消滅したときはこの限りではない。

(就業期間の計算)

第14条 貸付金の返還免除額及び猶予期間の算定の基礎となる就業期間の計算は、児童養護施設等を退所又は里親等の委託を解除された後（進学者は大学等を卒業後1年以内）に就職した日の属する月から離職した日の前日の属する月までの月数による。

(実施細目)

第15条 この規程に定めるもののほか、自立支援資金の貸付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成28年10月19日から施行する。

(遡及)

2 この要綱の施行日において、申請者が現に進学者、就職者又は資格取得希望者である場合は、平成28年4月1日に遡及してこの要綱を適用する。

3 この規程は、令和2年8月18日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

4 この規程は、令和3年3月26日から施行し、令和3年4月1日から適用する。（押印見直しによる様式の改正）

5 この規程は、令和4年3月9日から施行し、令和3年12月20日から適用する。

6 この規程は、令和7年4月1日から施行する。（誓約書の廃止による改正）